

障がい福祉のしおり

ひ ととひとが さ さえあう や さしい ま ち



久山町

このしおりは、令和5年4月現在で作成しております。内容に変更がある場合もあります。

身体障害者手帳について

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める身体上の障がいのある方に交付される手帳です。手帳には、障がい程度によって1級から6級までの等級、第1種・第2種の種別があり、その等級・種別によって援助の内容が異なります。

<対象者>

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、肢体（上肢、下肢、体幹）、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓）に永続する障がいのある人で、身体障害者福祉法施行規則で定められた障がいの程度等級表に該当する人。

<申請に必要なもの>

次の書類等をそろえて福祉課に申請してください。

- 身体障害者手帳交付申請書 ※役場福祉課に置いています。
- 指定医師の診断書・意見書 ※役場福祉課に置いています。
- 写真1枚（たて4cm、よこ3cm上半身を写した過去1年以内のもの）
- マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

<手帳を受けられた方へ>

次の事項に留意され、大切に所持してください。

- 手帳を他人に譲渡したり、貸したりすることはできません。
- 住所、氏名が変わった時は福祉課に届け出をしてください。
- 手帳をなくしたり、障がい程度が変わったりした時は再交付の申請をしてください。
- 障がいが回復したり、その他不要になったりした時は手帳を返還してください。

⇒詳しいことは、福祉課へ

療育手帳について

療育手帳は、知的障がい者（児）に対して一貫した相談等を行い、各種の援助を受けやすくするために交付される手帳です。

<申請窓口について>

18歳未満の方・・・福岡県福岡児童相談所に予約して障がいの程度について判定を受けた後、福祉課へ手帳の交付申請をしてください。

18歳以上の方・・・福祉課に障がい程度の判定申請をしてください。
聞き取り調査を行います。
申請後、福岡県障がい者更生相談所で障がいの程度について判定を受けてもらうこととなります。
判定結果が出ましたら、福祉課へ手帳の交付申請をしてください。

<交付申請に必要なもの>

次の書類等をそろえて福祉課に申請してください。

- 療育手帳交付申請書 ※役場福祉課に置いています。
- 判定書
- 写真1枚（たて4cm、よこ3cm上半身を写した過去1年以内のもの）
- マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

<手帳を受けられた方へ>

次の事項に留意され、大切に所持してください。

- 手帳に記載されている次回の判定日に注意して、18歳以上の方は福祉課に再判定の申請をしてください。18歳未満の方は直接、児童相談所に電話にて予約申込をし、再判定を受けてください。
- 住所、氏名が変わった時は福祉課に届け出をしてください。
- 手帳をなくした時は再交付の申請をしてください。
- 交付対象者に該当しなくなったり、その他不要になったりした時は手帳を返還してください。

福岡県福岡児童相談所 TEL 092-586-0023

福岡県障がい者更生相談所 TEL 092-586-1055

精神障害者保健福祉手帳について

精神障がい者に対し、程度によって1級から3級までの精神障害者保健福祉手帳が交付され、各種の援助が受けられます。

<申請手続きについて>

次の書類等をそろえて健康課に申請してください。(初診日から6ヶ月経過後に申請可)

- 申請書
- 医師の診断書または障害年金証書の写し、直近の支払い通知書または振込通知書の写し
- 写真1枚(たて4cm、よこ3cm上半身を写した過去1年以内のもの)
- マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カード等)
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)

<手帳を受けられた方へ>

次の事項に留意され、大切に所持してください。

- 手帳の有効期間は2年間です。
- 住所、氏名が変わった時は健康課に届け出をしてください。
- 手帳をなくした時は再交付の申請をしてください。
- 交付対象者に該当しなくなったり、その他不要になったりした時は手帳を返還してください。

⇒詳しいことは、健康課へ

医療について

自立支援医療（精神通院）の給付

地域における自立した生活を支援するため、精神による疾患で通院医療が継続的に必要な場合、精神通院医療の指定された医療機関において給付を受けることができます。世帯の課税状況により費用負担があります。

<申請手続きについて>

次の書類等をそろえて健康課に申請してください。

- 申請書
- 自立支援（精神通院）診断書（手帳と同時申請の場合は手帳用診断書）
- 障害年金等を受給中の方は、証書等の年金額がわかるもの
- 健康保険証
- 印鑑（自筆の場合は不要）
- マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

⇒詳しいことは、健康課へ

自立支援医療（更生医療）の給付

18歳以上の身体障がい者が更生するため、その障がいの軽減または除去することが可能な場合で、手術や治療などが必要な時は更生医療の給付を受けることができます。心臓手術・人工透析・肝臓移植など、指定された医療機関において医療を受けることができます。更生相談所の判定が必要で、世帯の課税状況により費用負担があります。

<申請手続きについて>

次の書類等をそろえて福祉課に申請してください。

- 申請書 ※役場福祉課に置いてあります。
- 更生医療意見書（指定医師によるもの） ※役場福祉課に置いてあります。
- 健康保険証
- 身体障害者手帳
- マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

⇒詳しいことは、福祉課へ

自立支援医療（育成医療）の給付

18歳未満の身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すものとみられる疾患がある児童で、手術等により確実な治療効果が期待されるものに対し、指定育成医療機関において医療の給付を受けることができます。世帯の課税状況により費用負担があります。

<申請手続きについて>

次の書類等をそろえて福祉課に申請してください。

- 申請書 ※役場福祉課に置いてあります。
- 育成医療意見書（指定医師によるもの） ※役場福祉課に置いてあります。
- 健康保険証
- 身体障害者手帳
- マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

⇒詳しいことは、福祉課へ

重度障がい者医療費支給制度

重度障がい者の医療費の自己負担分を助成する制度です。

<対象者>

- 身体障害者手帳の1級または2級の人
- 療育手帳「A」の認定を受けている人
- 療育手帳「B」の認定があり、かつ身体障害者手帳が3級の人
- 精神障害者保健福祉手帳の1級の人（※精神病棟への入院は対象外）

⇒詳しいことは、町民生活課へ

後期高齢者医療の早期適用

後期高齢者医療の適用が65歳から受けられるようになります。

<対象者>

- 身体障害者手帳の1～3級の人
- 身体障害者手帳の音声・言語機能障がい4級の人
- 身体障害者手帳の下肢障がい4級の人の一部
- 療育手帳「A」の認定を受けている人
- 障害年金1級または2級の人
- 精神障害者保健福祉手帳の1級または2級の人

⇒詳しいことは、町民生活課へ

年金・手当等について

※各年金・手当等は詳細な支給要件に該当する場合のみ支給されます。詳細な支給要件につきましては、各窓口までお問い合わせください。

障害基礎年金

国民年金加入中など65歳までに、病気やけがで障害等級に該当する程度の障がいを負ったときに受けられる障害基礎年金があります。原則、20歳から65歳になるまでに請求する必要があります。

※障害者手帳の等級と年金の等級とは、異なる法律に基づき審査が行われますので、必ずしも一致しません。

※老齢基礎年金等を受給（繰り上げ受給を含む。）中に障がい者になっても、障害基礎年金等は受けられません。

⇒詳しいことは、町民生活課へ

障害厚生年金

厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気、けがで障害基礎年金の障害等級表の1級または2級に該当する障がいが生じたとき、厚生年金の障害等級表の1級から3級までに該当するときに支給されます。

※障害者手帳の等級と年金の等級とは、異なる法律に基づき審査が行われますので、必ずしも一致しません。

⇒詳しいことは、東福岡年金事務所へ（TEL 092-651-7967）

福岡県腎臓疾患患者福祉給付金

腎臓機能障がいの手帳所持者で、就労等のため午後5時以降、月に5回以上人工透析を受けている人に対して、交通費の一部が助成されます。ただし、通院にかかる距離及び費用による制限があります。また、本人もしくは配偶者及び扶養義務者に一定以上の所得があるときは支給されません。

<支給額>

月額 2,000円（年2回に分けて支給）

⇒申請は、福祉課へ

心身障害者扶養共済制度

心身障がい者（児）を扶養している保護者が生存中掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度の障がいとなった場合に、心身障がい者（児）に対して終身年金が支給されます。

<保護者の要件>

障がい者（児）を現に扶養している保護者で、次のすべての要件を満たしている方

- 加入時年度4月1日時点の年齢が65歳未満であること。
- 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- 障がい者1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

<障がい者（児）の範囲>

- ①知的障がい者（児）
- ②身体障害者手帳1～3級
- ③精神又は身体に永続的な障がいのある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等）で、①または②と同程度の障がいを有すると認められる方

<掛金>

加入年齢に応じて掛金が異なります。2口まで加入できます。

加入時年度の年齢（4月1日時点）	掛金月額（1口あたり）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※掛金月額は制度改正により変更されることがあります。

※世帯の課税状況に応じて掛金の減免制度があります。

※掛金の全額が所得税及び住民税の対象となる所得から控除されます。

<年金の支給>

加入者が死亡、または重度障がいと認められたときは、その月から障がい者（児）に対し、次の年金が支給されます。

1口加入	月額 2万円
2口加入	月額 4万円

<弔慰金等の支給>

1年以上加入した後に、加入者よりも先に心身障がい者が死亡したときは、加入期間に応じ弔慰金が支給されます。

<脱退一時金の支給>

5年以上加入した後にこの制度から脱退したときは、加入期間に応じ脱退一時金が支給されます。

⇒詳しいことは、福祉課へ

特別児童扶養手当

20歳未満で、精神または身体に政令で定める程度以上の障がいがある児童の父母または養育者に支給されます。ただし、定められた額以上の所得がある場合や、施設入所者には支給されません。

<支給額>

1級（月額） 53,700円

2級（月額） 35,760円

※障害者手帳の等級と手当の等級とは必ずしも一致しません。

⇒詳しいことは、福祉課へ

児童扶養手当

父（母）が施行令に定める程度の障がいの状態（障害年金1級程度）にあり、児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障がい児については20歳未満）を監護している母（父）又は母（父）に代わってその児童を養育している人に支給されます。

※定められた額以上の所得がある場合は支給されません。

⇒詳しいことは、福祉課へ

障害児福祉手当

20歳未満であって、政令で定める程度の重度の障がい状態にあるため、日常生活において常時の介護を要する児童に支給されます。ただし、対象児童が施設に入所している場合、本人または配偶者及び扶養義務者に一定以上の所得があるときは支給されません。

<支給額>

月額 15,220円

⇒詳しいことは、福祉課へ

特別障害者手当

20歳以上であって、障がい重複するなど著しく重度の障がいにより、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給されます。

ただし、長期入院（3ヶ月以上）や施設に入所している場合、本人・扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、支給されません。

<支給額>

月額 27,980円

⇒詳しいことは、福祉課へ

日常生活を便利にするために

障がい福祉サービス

障がい福祉サービスは、個々の障がい者（児）の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われます。

サービスには、介護の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、障がい児を対象とした「障害児通所給付」等があり、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

※サービス申請を希望される方は、「サービス等利用計画案」を役場に提出する必要があります。

※介護保険対象者は、介護保険の対象となるサービスが優先されます。

⇒詳しいことは、福祉課へ

<利用できるサービス>

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、家事援助等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者・知的障がい・精神障がい等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護、家事援助、外出時における移動などの介護を総合的に行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援・移動の支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	同行援護	外出時において視覚障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供、移動の支援等を行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で、機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

訓練等給付	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労に伴う課題が生じている方に対し、相談や連絡調整など必要な支援を行います。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	自立生活援助	定期的な訪問により生活面の課題や体調を確認し、必要な助言や連絡調整を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

地域生活支援事業	移動支援（ガイドヘルプ）	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
	地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等を行います。
	日中ショートステイ	障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、障がい者等の日中における活動の場を確保し、一時的に見守り等の支援を行います。

障害児通所給付	児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	未就学の障がい児に児童発達支援及び治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	外出が困難な重度の障がい児に対し、居宅を訪問し、基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

障害児入所支援	入所している障がいのある児童に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。
---------	---

補装具の交付・修理

身体上の障がいを補い、日常生活を容易にするために補装具の交付・修理・借受けを行っています。補装具の種類によっては、医師の意見書や障がい者更生相談所の判定が必要な場合があります。世帯の課税状況により費用負担があります。

<申請手続きについて>

次の書類等をそろえて福祉課へ申請してください。

- 身体障害者手帳
- 補装具交付・修理・借受け申請書 ※役場福祉課に置いています。
- 補装具交付・修理・借受け意見書 ※役場福祉課に置いています。
(指定医師によるもの。補装具の種類で異なります。)
- 見積書
- マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カード等)
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)

補装具の種類及び対象となる障がい

障がい種別	補装具
視覚	義眼、眼鏡、視覚障がい者安全つえ
聴覚	補聴器(人口内耳修理を含む)
内部障がい	☆車いす、☆電動車いす
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、☆車いす、☆電動車いす ☆歩行補助つえ、☆歩行器、◎座位保持いす ◎起立保持具、◎頭部保持具、◎排便補助具
肢体不自由かつ 言語機能障がい	重度障害者用意思伝達装置

※介護保険対象者は、介護保険の保険給付の対象となる品目(☆)については、介護保険でのサービスが優先されます。

※(◎)の品目については、障がい児のみ対象となります。

⇒詳しいことは、福祉課へ

軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度または中等度の難聴児が用いる補聴器の購入に要する費用の全部又は一部を助成します。

⇒詳しいことは、福祉課へ

車いすの貸出し

町内に居住する在宅の方を対象に短期間（1～3ヶ月程度）の車いすの貸出しを無料でを行っています。障害者手帳の有無は問いません。

⇒詳しいことは、久山町社会福祉協議会（Tel 092-976-3420）へ

日常生活用具の給付

在宅の重度障がい者（児）に対して、日常生活の利便のために障がい等級などに応じて日常生活用具の給付があります。世帯の課税状況により費用負担があります。

<申請手続きについて>

次の書類等をそろえて福祉課へ申請してください。

- 身体障害者手帳
- 日常生活用具給付申請書
- 見積書

日常生活用具の種類及び対象者

区 分	種 目	対 象 者
介護訓練 支援用具	特殊寝台☆	下肢・体幹機能障がい、難病患者
	特殊マット☆	下肢・体幹機能障がい、知的障がい、難病患者
	体位変換器☆	下肢・体幹機能障がい、難病患者
	特殊尿器☆	
	入浴担架	下肢・体幹機能障がい
	移動用リフト☆	下肢・体幹機能障がい、難病患者
	訓練いす	下肢・体幹機能障がい
	訓練用ベッド	下肢・体幹機能障がい、難病患者
自立生活 支援用具	入浴補助用具☆	下肢・体幹機能障がい、難病患者
	便器☆	
	T字状・棒状の杖	平衡機能、下肢・体幹機能障がい
	移動・移乗支援用具☆	平衡機能、下肢・体幹機能障がい、難病患者
	頭部保護帽	平衡機能、下肢・体幹機能障がい てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障がい児（者）・精神障がい児（者）
	特殊便器	上肢機能障がい、知的障がい、難病患者
	火災警報器	火災発生感知・避難が困難な障がい者
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障がい、知的障がい
	歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障がい
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障がい

在宅療養等 支援用具	透析液加温器	じん臓機能障がい
	ネブライザー	呼吸器機能障がい、難病患者
	電気式たん吸引器	
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者
	視覚障害者用体温計	視覚障がい
	視覚障害者用体重計	
	パルスオキシメーター	呼吸器機能障がい、心臓機能障がい等
情報・ 意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい、肢体不自由者であって 発声発語に著しい障がいを有する者
	情報・通信支援用具	上肢機能障がい、視覚障がい
	点字ディスプレイ	視覚及び聴覚の重複障がい
	点字器	視覚障がい
	点字タイプライター	
	視覚障害者用 ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用 活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	視覚障害者用時計	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい
	聴覚障害者用情報受信装置	
	人工喉頭	喉頭摘出者
排泄管理 支援用具	ストマ装具、紙おむつ等	ストマ造設者、高度の排便排尿機能障がい者、 脳原性運動機能障がいでかつ意思表示困難者
	衛星用品	ストマ用装具を利用している直腸又は膀胱機能 障害及び難病患者等で、著しい皮膚のびらん又は 瘻孔があるもの
	収尿器	高度の排尿機能障がい
住宅改修費	居宅生活動作補助用具☆	下肢、体幹機能障がい、乳幼児期非進行性脳病変 による運動機能障がい、難病患者
点字図書	点字図書	視覚障がい

※介護保険対象者であって、介護保険の保険給付の対象となる品目（☆）については、介護保険でのサービスが優先されます。

⇒詳しいことは、福祉課へ

郵便等による不在者投票

「郵便等による不在者投票」の制度があります。両下肢、体幹または移動機能の障がい
で1・2級、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸）の障がい
で1級または3級及び免疫または肝臓の障がい
で1級から3級までの方が対象です。

⇒詳しいことは、久山町選挙管理委員会へ

避難行動要支援者台帳の登録

障がいがある方や高齢者など災害時に避難することが困難で、支援が必要な方を事前に把握し、円滑な支援に役立てるため、避難行動要支援者台帳への登録を受付しています。

⇒詳しいことは、福祉課へ

食の自立支援サービス

調理をすることが困難な一人暮らしの重度身体障がい者などに対して、自宅まで弁当を配達することにより、利用者の自立と生活の質の確保を図るとともに、利用者の安否確認を行います。

<利用料>

1食につき250円補助

⇒申請は、福祉課へ

意思疎通支援事業

手話通訳を必要とする聴覚・音声言語障がい者に対して手話通訳者等を派遣し、社会参加の支援を行います。

⇒申請は、福祉課へ

郵便料金の割引

盲人用の点字等郵便物、聴覚障がい者用小包郵便物等の郵便料金の割引があります。

⇒詳しいことは、郵便局へ

青い鳥郵便はがき無料配布

重度の心身障がい者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A）に対して、毎年4月から5月までの間に郵便はがきを1人につき20枚まで無料で配布します。

⇒受付期間等・詳しいことは、郵便局へ

NHK放送受信料の減免

対象となる場合に、受信料の減免が受けられます。

【全額免除】身体障害者手帳・療育手帳・精神障害保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方で、市町村民税非課税の世帯

【半額免除】次のいずれかに該当する方が世帯主かつ受信契約者の場合

- ・身体障害者手帳（視覚、聴覚障がい）をお持ちの方
- ・身体障害者手帳（1・2級）をお持ちの方
- ・療育手帳（A）をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方

⇒申請は、福祉課へ

携帯電話使用料等の割引について

障がい者に対し、携帯電話の基本使用料等の割引をしています。

<対象者>

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている方
※各電話会社により申込方法、割引内容が異なります。

⇒詳しいことは、各携帯電話取扱店へ

医療的ケア児等レスパイト事業について

在宅の医療的ケア児（者）の看護や介護を行うご家族の負担軽減を図るため、介護者へ医療保険の適用を超える訪問看護に係る費用の助成をします。

※医療的ケア児・者とは、人口呼吸器、たん吸引や経管栄養など、日常生活を営むために医療が必要な状態にある方のことです。

<対象者>

- ・久山町に住民票があり、在宅で生活している医療的ケア児・者の介護者
- ・医師より医療的ケアが必要であるため、訪問看護を受けるように指示されている方

<補助額>

助成額 1時間あたり 7,500円（上限時間数 1年度あたり 48時間）

※助成金は町から訪問看護事業所に支払います。

<申請>

利用されている訪問看護ステーションを経由して、久山町役場福祉課へ申請書等を提出してください。

※申請の際は、訪問看護を受ける医師の指示書（写し）が必要となります。

⇒詳しいことは、福祉課へ

税金等の減免、所得控除などについて

種 類	内 容	窓口・TEL番号
所 得 税	(障害者控除) 身体障害者手帳3～6級、療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2～3級	香椎税務署 (661-1031)
	(特別障害者控除) 身体障害者手帳1～2級、療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	
住 民 税	(障害者控除) 身体障害者手帳3～6級、療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2～3級	町税務課
	(特別障害者控除) 身体障害者手帳1～2級、療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	
軽自動車税		町税務課
自動車税 自動車取得税	受付期間等、詳細は右記へお尋ねください。	東福岡県税事務所 (641-0236)
事 業 税	両眼の視力(矯正視力)が0.06以下の人が行う あんま、鍼、灸等医業に類する事業	東福岡県税事務所 (641-0146)
少額貯蓄等の 利子の非課税	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者、 障害年金受給者等	銀行等の金融機関
相 続 税	(障害者控除) 身体障害者手帳3～6級、療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2～3級	香椎税務署 (661-1031)
	(特別障害者控除) 身体障害者手帳1～2級、療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	
贈 与 税	特定障害者に対する贈与で一定条件の下に信託 銀行等に信託する場合	
保育料の軽減 について	町の認可保育園、認定こども園、小規模保育施設 の利用者に対し、保育料の軽減制度があります。 ※所得要件がありますので、対象外となる場合も ございます。 <対象者>身体障害者手帳・療育手帳・精神障害 者保健福祉手帳の交付を受けている生計同一者 がいる世帯	町福祉課

⇒お問い合わせは、各窓口へ

運賃割引等について

JRの運賃割引について

身体障害者手帳・療育手帳1種

対 象	種 類	割引率	備 考
本人（単独時）	普通乗車券	5割引	鉄道は片道101km以上利用の場合
介護者と一緒に乗車する時 （本人・介護者に適用）	普通乗車券 回数券 普通急行券	5割引	距離制限なし
	定期券	5割引	介護者は通勤定期乗車券を適用

身体障害者手帳・療育手帳2種

対 象	種 類	割引率	備 考
本人（単独時）	普通乗車券	5割引	鉄道は片道101km以上利用の場合
介護者と一緒に乗車する時 （本人・介護者に適用）	定期券	5割引	12歳未満の障がい児の介護者のみ通勤定期乗車券を適用

※乗車券を購入するときは、窓口で身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。

⇒お問い合わせは、JR九州案内センター（TEL 050-3786-1717）へ
お問い合わせ時間（8：00～20：00）

西鉄電車・バスの運賃割引について

身体障害者手帳・療育手帳1種/精神障害者1級

対 象	種 類	割引率
本人（12歳以上）	ICカード、普通乗車券、現金、定期券	5割引
本人（12歳未満）	ICカード、普通乗車券、現金	5割引
介護者	ICカード、普通乗車券、現金	5割引
	定期券	通勤定期券の5割引

身体障害者手帳・療育手帳2種/精神障害者2級・3級

対 象	種 類	割引率
本人（12歳以上）	ICカード、普通乗車券、現金、定期券	5割引
本人（12歳未満）	ICカード、普通乗車券、現金	5割引
介護者	定期券	通勤定期券の5割引

※乗車券を購入するときは、窓口で身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

⇒お問い合わせは、西鉄お客様センター（TEL 0570-00-1010）へ
お問い合わせ時間（6：00～24：00）年中無休

福岡市営地下鉄の運賃割引について

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳いずれかをお持ちの方

対 象	種 類	割引率	割引特記事項
本人	普通乗車券、定期券	5割引	
介護者	普通乗車券、定期券	通勤定期券 の5割引	次の障がい者の介護者 身体障害者手帳（1級～3級） 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳（1級）

※乗車券を購入するときは、窓口で身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

⇒お問い合わせは、天神お客様サービスセンター（TEL 092-734-7800）へ
問い合わせ時間（8：00～20：00）年中無休

国内線航空運賃の割引について

満12歳以上の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が利用される場合は、手帳提示により本人及び介護者（1名まで）について各航空会社の定める割引運賃で利用できる場合があります。割引運賃の適用区間など詳細につきましては、各航空会社にお問い合わせください。（※顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳が必要です。また、ご搭乗当日に手帳の有効期間が満了している場合にはご搭乗いただけません。）

⇒お問い合わせは、各航空会社へ

船舶運賃の割引について

障がい者に対する割引がありますが、船舶会社により対象者、割引率が異なりますので、利用される船舶会社へお問い合わせください。

⇒お問い合わせは、各船舶会社へ

タクシー運賃の割引について

身体障害手帳及び療育手帳所持者がタクシーを利用するときに、手帳を提示することによりタクシー運賃の割引（運賃の1割を割引します。）が受けられます。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者に対しては、タクシー会社によって同様の割引を受けられる場合があります。

⇒お問い合わせは、各タクシー会社へ

久山町福祉タクシー料金助成

在宅の障がい者に対し福祉タクシー利用券を交付し、タクシー（普通車）の初乗り運賃分（年間48枚を限度）を助成します。

※5月以降に新規で手帳を取得した場合は、過ぎた月数×4枚ずつ差し引きます。

<対象者>

- 身体障害者手帳の1・2級の方
- 療育手帳A判定の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方

<申請手続きについて>

次の書類等をそろえて福祉課へ申請してください。

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 特定医療費（指定難病）受給者証

※代理の方が申請される場合は、上記に加え、代理の方の身分証明書も必要です。

⇒詳しいことは、福祉課へ

自動車運転免許取得費助成

自動車運転免許の取得により就労等が見込まれる身体障がい者・知的障がい者が免許取得を行う場合、事前審査により助成対象となった方に費用の一部（上限10万円）を助成します。

⇒詳しいことは、福祉課へ

自動車改造費助成

就労等のため、身体障がい者自らが所有し運転する自動車の運行上に必要な改造について、事前審査により助成対象となった方に費用の一部（上限10万円）を助成します。ただし、所得制限があります。

⇒詳しいことは、福祉課へ

有料道路通行料金の割引

身体障がい者が自ら運転する場合及び第一種の障がい者を乗せて介護者が運転する場合に割引を受けることができます。(通行料金が5割引になります。)

割引を受けるには、事前に福祉課で登録が必要です。

<対象となる自動車>

本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、同居の親族等が所有する自動車。

※介護者運転の場合のみ、上記の方が所有していない場合に本人を継続して日常的に介護している方の所有する自動車でも対象です。

※登録できる自動車は、障がい者1人につき1台です。

<有効期限>

手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日まで(更新申請の場合は、手続きを終了した日からその後の3回目の誕生日まで。)

※更新申請は有効期限の2ヶ月前から可能です。有効期限を過ぎると割引の対象となりませんのでご注意ください。

<申請手続きについて>

次の書類等をそろえて福祉課へ申請してください。

- 身体障害者手帳または療育手帳
- 免許証(介護者運転の場合は不要)
- 車検証(所有者が個人名義のもの、法人名義では割引できません)
- ETCカード(障がい者本人名義のもの)
- ETC車載器セットアップ申込書・証明書等車載器の管理番号が確認できるもの

⇒詳しいことは、福祉課へ

駐車禁止除外指定車標章

交付対象に該当する障がいがある方で、このステッカーを受け車両の見やすいところに掲示している車両は、駐車禁止場所(法定の駐車禁止場所、駐停車禁止場所等を除く)に他の交通の妨げにならない限り駐車できます。

⇒お問い合わせは、粕屋警察署(Tel 092-939-0110)へ

ふくおか・まごころ駐車場制度

障がいがある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

⇒詳しいことは、粕屋保健福祉事務所(Tel 092-939-1185)へ

福祉資金の貸付

福岡県社会福祉協議会を実施主体とし、それぞれの世帯の状況に応じて貸付制度があります。障がい者世帯を対象とした貸付には障がい者用自動車の購入経費、福祉用具等の購入経費等がありますが、それぞれ貸付要件があります。

⇒詳しいことは、久山町社会福祉協議会（TEL 092-976-3420）へ

相談等について

障害者相談支援事業

障害者総合支援法により、久山町では障がいのある方及び家族の方などに対する相談支援事業を、下記の指定相談支援事業所に委託して行っています。

専任の職員が地域での生活の相談をお受けし、福祉サービスの紹介や支援を行います。相談料は無料で、プライバシーは厳守します。相談に行かれる前に、必ず事業所の職員に連絡をしてください。

〔相談先〕

- ・相談支援センター ゆい (TEL 976-2377) 身・知
- ・地域活動支援センター かけはし (TEL 519-4340) 精
- ・地域活動支援センターⅢ型 ステップアップ (TEL 938-6702) 身・知・精

成年後見制度について

知的障がい、精神障がい、認知症などによって判断能力が不十分な方が、社会で不利益を受けることがないように、法律面、生活面で支援をする制度です。

⇒申込み・問い合わせは、福岡家庭裁判所後見センター（TEL 092-981-9606）へ

日常生活自立支援事業について

知的障がい、精神障がい、認知症などによって福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安がある方のお手伝いをする制度です。

⇒詳しいことは、久山町社会福祉協議会（TEL 092-976-3420）へ

民生委員・児童委員

障がい児・者に日常生活で起こりうる様々な問題について、地域の民生委員も相談に応じています。個人のプライバシーなどについては固く守るよう義務付けられていますので、気軽にご相談ください。

主任児童委員

児童に関わる様々な相談に応じます。

🌸🌸きらきらルームの紹介🌸🌸

きらきらルームでは、久山町在住のお子さん（小学校入学前）と保護者の方に対しての支援を行っています。

ことばの発音や運動の発達が気になっていたり、幼稚園・保育園での集団生活の困りごとやその他のことでも、まずはご相談ください。

～活動内容～

以下の3つの活動を行っています。

① 小集団活動

年齢・特性に合わせた5～6名のお友だちとの集団活動の中で、楽しい経験の中から日常の自立を目指します。

② 個別活動

言語聴覚士などの専門スタッフが、個々の課題に合わせて1対1で療育を行います。

③ 園訪問・巡回相談

幼稚園・保育園を訪問し、お子さんについての共通理解を深めます。日常生活場面での支援や、今後の目標設定（小学校入学までに何が必要か）など、お子さんに合った支援を考えます。

～活動日程～

活動日：毎週火曜日・水曜日

☆まずはお気軽にお電話でご相談ください☆
久山町ヘルスC&Cセンター
久山町大字久原 1822 番地 1（平日 8：30～17：00）
【 初回相談先 】 092-976-3377
【初回面談実施後の相談先】 092-976-0755

関係機関住所録

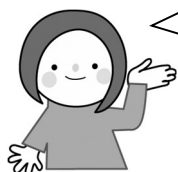
名 称	住 所	電話番号	F A X
久山町役場 福祉課	糟屋郡久山町大字久原 3632 番地	092-976-1111	092-976-2463
久山町役場 健康課 (ヘルス C&C センター)	糟屋郡久山町大字久原 1822 番地 1	092-976-3377	092-976-3378
久山町社会福祉協議会	糟屋郡久山町大字久原 3553 番地 1 久山会館	092-976-3420	092-976-3430
福岡県粕屋保健 福祉事務所	糟屋郡粕屋町戸原東 1 丁目 7 番 26 号	092-939-1500	092-939-1186
福岡県障がい福祉課	福岡市博多区東公園 7 番 7 号	092-651-1111	092-631-6660
福岡県障がい者 更生相談所	春日市原町 3 丁目 1 番地 7	092-586-1055	092-586-1065
福岡県福岡児童相談所	同上	092-586-0023	092-586-0044
福岡県精神保健 福祉センター	同上	092-582-7500	092-582-7505
東福岡社会保険事務所	福岡市東区馬出 3 丁目 12 番 32 号	092-651-7967	092-641-4049
東福岡県税事務所	福岡市東区箱崎 1 丁目 18 番 1 号 福岡県粕屋総合庁舎内	092-641-0201	092-641-0136
香椎税務署	福岡市東区千早 6 丁目 2 番 1 号	092-661-1031	
粕屋警察署	糟屋郡粕屋町大字大隈 147 番地 1	092-939-0110	

何かご不明な点等ございましたら、下記へご連絡下さい。

久山町役場 福祉課 福祉係

電話：(092) 976-1111

Fax：(092) 976-2463



県立施設等の減免

障害者や同伴の介護者が県立施設を個人で利用する場合、使用料などが減免されます。減免の詳しい内容については、各窓口へお問い合わせください。また、利用される際には必ず手帳をお持ちのうえ、各窓口にて提示してください。

☆減免のある主な施設

	施設の名称	住所	電話	F A X
スポーツ 関係施設	福岡県立スポーツ科学情報センター	福岡市博多区東平尾公園 2-1-4	092-611-1717 (代)	092-611-1600
	福岡県立総合プール	福岡市博多区東平尾公園 2-1-3	092-623-4400	092-612-2526
	福岡県馬術競技場	古賀市大字筵内 564	092-944-4001	092-944-4001
	久留米総合スポーツセンター	久留米市東櫛原町 173	0942-39-7371	0942-39-6271
	福岡武道館	福岡市中央区大堀 1-1-1	092-714-1900	092-714-1900
	福岡県立総合射撃場	筑紫野市大字柚須原 223-25	092-924-6996	092-924-6996
文化施設	福岡県青少年科学館	久留米市東櫛原町 1713	0942-37-5566	0942-37-3770
	福岡県立美術館	福岡市中央区天神 5-2-1	092-715-3551	092-715-3552
	大濠公園日本庭園	福岡市中央区大濠公園 1-7	092-741-8377	092-741-8377
	旧福岡県公会堂貴賓館	福岡市中央区西中洲 6-29	092-751-4416	
	九州国立博物館	太宰府市石坂 4-7-2	050-5542-8600	
総合施設	直方いこいの村	直方市大字畑 686	0949-24-9700	
	筑豊ハイツ	飯塚市仁保 8-30	0948-82-0240	0948-82-3807
	福岡県総合福祉センター	春日市原町 3-1-7	092-584-1212	092-584-1214
	福岡県人権啓発情報センター	春日市原町 3-1-7	092-584-1271	092-584-1273
	福岡県男女共同参画センター	春日市原町 3-1-7	092-584-1212	092-584-1214
	北九州勤労青少年文化センター	北九州市小倉北区井堀 5-1-3	093-651-4600	093-651-4610
	筑豊緑地	飯塚市仁保 8-25	0948-82-5556	0948-82-5556